

(その1)

収支報告書

(令和 5 年分)

(ふりがな)

(くらしこうじょういいんかい)

1 政治団体の名称 くらし向上委員会

2 主たる事務所の所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 代表者の氏名 中川 恭宏

4 会計責任者の氏名 佐々木 淳一

問合せ先

(担当者) 濱 美紀

(電話) 043-212-6206



資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

会計	繰越	繰越	繰越	繰越	繰越
①	②	③	④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☐ 政党の支部

☐ 政党

☒ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☒ 2以上の都道府県の区域等

☐ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

403690

定 内 郵 資 国 全 領 N
解 後 念 N N 県 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6

U

1143

303390

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	十億	百万	千	円
① (前年からの繰越額)				
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)				
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)				
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1) - (2))				

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	A	十億	百万	千
員 数				円

(2) 寄 附					
ア 寄 附（イを除く。）の 区 分	金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	千	円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔 うち 特 定 寄 附 〕					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)					

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-1)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入(政治資金パーティーを除く)								備考	
事業の種類				金額					
				十億	百万	千	円		
クラコウジャーナルvol.13					13	720	000		
クラコウジャーナルvol.14					13	720	000		
この頁の小計					27	440	000		
合 計					27	440	000		

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「〇〇紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「〇〇会会費」、その他の事業にあつては「その他催物事業」と記載すること。

(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）							
政治資金パーティーの名称	金 額				開催 年月日	開催場所 (所在地及び施設名)	備 考
	十億	百万	千	円			
市政報告（福岡市）			500	000	5.1.11	向野事務所（福岡市）	
政治活動の日常化実現にむけて			1,400	000	5.1.21	AP日本橋（中央区）	
県政報告（三重県）、市政報告（四日市市）			500	000	5.1.23	じばさん三重（四日市市）	
区政報告（板橋区）			500	000	5.1.25	有明ガーデンコンファレンスセンター（江東区）	
府政報告（大阪府）			500	000	5.1.26	AP大阪梅田東（大阪市）	
県政報告（岡山県）、市政報告（岡山市）			500	000	5.1.26	岡山コンベンションセンター（岡山市）	
子育て政策と地域コミュニティについて			500	000	5.1.26	アートホテル新潟（新潟市）	
県政報告（秋田県）、市政報告（八戸市）			500	000	5.3.22	盛岡マリオス（盛岡市）	
国政報告、県政報告（群馬県・埼玉県）、市政報告（上尾市）			500	000	5.4.26	ビジョンセンター有楽町（千代田区）	
UAゼンセンの政治活動について			500	000	5.7.14	八重洲博多ビル（福岡市）	
国政報告（北海道地区）			500	000	5.9.6	ホテルノースシティ（札幌市）	
県政報告（宮城県）			500	000	5.9.6	仙都会館（仙台市）	
市政報告（出雲市）			500	000	5.9.8	ホテルモナーク鳥取（鳥取市）	
国政報告（四国地区）			500	000	5.12.11	ホテルパールガーデン（高松市）	
支持者データの活用について			1,400	000	5.12.18	AP新橋（港区）	
こ の 頁 の 小 計			9,300	000			
合 計 D			9,300	000			

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー(特定パーティー)については、本表のほか表(その10)も提出すること。

(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。

また、あっせんによって20万円超の収入(売上)を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。

(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その6)

[illegible]

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称	市政報告（福岡市）		
				対価の支払をした者の区分	法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
イオングループ労働組合連合会	十億	百万	千 円 500,000	5.1.11	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子	
こ の 頁 の 小 計			500,000				
合 計			500,000				

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		政治活動の日常化実現にむけて		
		対価の支払をした者の区分		法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
イオングループ労働組合連合会	十億 百万 千 円 1,400,000	5.1.21	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子		
こ の 頁 の 小 計	1,400,000					
合 計	1,400,000					

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合には、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		県政報告（三重県）、市政報告（四日市市）		
		対価の支払をした者の区分		法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
イオングループ労働組合連合会	十億 百万 千 円 500,000	5.1.23	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子		
こ の 頁 の 小 計	500,000					
合 計	500,000					

注意(1)対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2)対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		区政報告（板橋区）		
		対価の支払をした者の区分		法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
イオングループ労働組合連合会	十 億 百 万 千 円 500,000	5.1.25	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子		
こ の 頁 の 小 計	500,000					
合 計	500,000					

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称	府政報告（大阪府）	
				対価の支払をした者の区分	法人その他の団体	
対価の支払をした団体の名称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
イオングループ労働組合連合会	十億	百万	千 円 500,000	5.1.26	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子
こ の 頁 の 小 計			500,000			
合 計			500,000			

注意 (1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	県政報告（岡山県）、市政報告（岡山市）		
			対価の支払をした者の区分	法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
イオングループ労働組合連合会	十億	百万 千 円 500,000	5.1.26	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子	
こ の 頁 の 小 計		500,000				
合 計		500,000				

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	子育て政策と地域コミュニティについて		
			対価の支払をした者の区分	法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
イオングループ労働組合連合会	十 億	百 万 千 円	5. 1. 26	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子	
		500, 000				
こ の 頁 の 小 計		500, 000				
合 計		500, 000				

- 注意(1)対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
- (2)対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		県政報告（秋田県）、市政報告（八戸市）		
		対価の支払をした者の区分		法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
イオングループ労働組合連合会	十億 百万 千 円 500,000	5. 3. 22	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子		
こ の 頁 の 小 計	500,000					
合 計	500,000					

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称	国政報告、県政報告（群馬県・埼玉県）、市政報告（上尾市）		
				対価の支払をした者の区分	法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
イオングループ労働組合連合会	十億	百万	千 円	5. 4. 26	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子	
			500,000				
こ の 頁 の 小 計			500,000				
合 計			500,000				

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		UAゼンセンの政治活動について		
		対価の支払をした者の区分		法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
イオングループ労働組合連合会	十億 百万 千 円 500,000	5. 7. 14	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子		
こ の 頁 の 小 計	500,000					
合 計	500,000					

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	国政報告（北海道地区）		
			対価の支払をした者の区分	法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
イオングループ労働組合連合会	十億	百万 千 円 500,000	5.9.6	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子	
こ の 頁 の 小 計		500,000				
合 計		500,000				

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		県政報告（宮城県）		
		対価の支払をした者の区分		法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
イオングループ労働組合連合会	十億 百万 千 円 500,000	5.9.6	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子		
こ の 頁 の 小 計	500,000					
合 計	500,000					

注意 (1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称	市政報告（出雲市）	
				対価の支払をした者の区分	法人その他の団体	
対価の支払をした団体の名称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
イオングループ労働組合連合会	十億	百万	千 円 500,000	5.9.8	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子
こ の 頁 の 小 計			500,000			
合 計			500,000			

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		国政報告（四国地区）		
		対価の支払をした者の区分		法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
イオングループ労働組合連合会	十億 百万 千 円 500,000	5. 12. 11	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子		
こ の 頁 の 小 計	500,000					
合 計	500,000					

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称	支持者データーの活用について		
				対価の支払をした者の区分	法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
イオングループ労働組合連合会	十 億	百 万	千 円	5. 12. 18	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	永島 智子	
こ の 頁 の 小 計			1, 400, 000				
合 計			1, 400, 000				

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備 考					
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費				0					
	(2) 光 熱 水 費				0					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				1,047					
	(4) 事 務 所 費				60,000					
小 計 ((1)～(4))					61,047					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費				1,538,182					
	(2) 選 挙 関 係 費				0					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※				14,003,724					
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費				13,585,740					
	イ 宣伝事業費				0					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				417,984					
	エ その他の事業費				0					
	(4) 調 査 研 究 費				120,550					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0					
	(6) そ の 他 の 経 費				0					
小 計 ((1)～(6))					15,662,456					うち本部・支部間の交付金合計
合 計					15,723,503					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経費報告書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政友会・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(組織対策費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
電話オルグ用携帯代 (8月分)	十億	百万	千	円	5. 1. 20	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	①
電話オルグ用携帯代 (9月分)			255	123	5. 1. 20	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	②
電話オルグ用携帯代 (10月分)			160	193	5. 3. 16	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	③
電話オルグ用携帯代 (11月分)			96	316	5. 3. 16	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	④
電話オルグ用携帯代 (12月分)			96	316	5. 4. 10	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑤
電話オルグ用携帯代 (1月分)			96	316	5. 6. 2	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑥
電話オルグ用携帯代 (2月分)			96	316	5. 6. 2	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑦
電話オルグ用携帯代 (3月分)			96	316	5. 7. 7	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑧
電話オルグ用携帯代 (4月分)			96	404	5. 8. 9	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑨
電話オルグ用携帯代 (5月分)			96	404	5. 8. 22	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑩
電話オルグ用携帯代 (6月分)			96	404	5. 10. 13	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑪
電話オルグ用携帯代 (7月分)			96	404	5. 11. 30	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑫
電話オルグ用携帯代 (8月分)			96	404	5. 12. 25	イオングループ労働組合連合会	千葉市美浜区中瀬1-5-1	⑬
こ の 頁 の 小 計			1, 475	232				
そ の 他 の 支 出			62	950				
合 計			1, 538	182				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☒ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(印刷代)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
クラコウジャーナルvol.13印刷費	8,426,000	5.6.2	山野印刷(株)	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	①	
クラコウジャーナルvol.14印刷費	4,987,400	5.9.12	山野印刷(株)	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	②	
こ の 頁 の 小 計	13,413,400					
そ の 他 の 支 出	30,756					
合 計	13,444,156					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☒ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(原稿料)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
クラコウジャーナルvol.13原稿料	70,000	5.3.3	(有) ブライトン	神奈川県川崎市幸区南加瀬1-3-12	①	
クラコウジャーナルvol.14原稿料	70,000	5.10.13	(有) ブライトン	神奈川県川崎市幸区南加瀬1-3-12	②	
こ の 頁 の 小 計	140,000					
そ の 他 の 支 出	1,584					
合 計	141,584					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(政治活動の日常化実現にむけて)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円					
こ の 頁 の 小 計						
そ の 他 の 支 出	20,000					
合 計	20,000					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(県政報告(三重県)、市政報告(四日市市))	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円					
この頁の小計						
その他の支出	40,572					
合 計	40,572					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別荘とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別荘として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(府政報告(大阪府))	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円					
この頁の小計						
その他の支出	20,000					
合 計	20,000					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(県政報告(岡山県)、市政報告(岡山市))	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十 億 百 万 千 円					
こ の 頁 の 小 計						
そ の 他 の 支 出	30,572					
合 計	30,572					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目別書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(県政報告(秋田県)、市政報告(八戸市))	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円					
こ の 頁 の 小 計						
そ の 他 の 支 出			25,330			
合 計			25,330			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (国政報告、県政報告(群馬県・埼玉県)、市政報告(上尾市))	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円					
こ の 頁 の 小 計						
そ の 他 の 支 出	40,000					
合 計	40,000					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(国政報告(北海道地区))	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円					
こ の 頁 の 小 計						
そ の 他 の 支 出	10,572					
合 計	10,572					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(県政報告(宮城県))	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円					
この頁の小計						
その他の支出	20,000					
合 計	20,000					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別巻とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別巻として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(国政報告(四国地区))	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十 億 百 万 千 円					
こ の 頁 の 小 計						
そ の 他 の 支 出	10,572					
合 計	10,572					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☐ 1 組織活動費 ☐ 6 その他の事業費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 9 その他の経費 ☒ 5 政治資金パーティー開催事業費		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (支持者データーの活用について)	
		支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額 十億 百万 千 円		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)
講師代		110,000	5.12.25	アスク (株)	東京都千代田区麴町4-5-10	①
この頁の小計		110,000				
その他の支出		10,792				
合 計		120,792				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目録書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 2 月 28 日

政治団体の名称 くらし向上委員会

会計責任者の氏名 佐々木 淳一



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。